

# 特別養護老人ホーム ほどの 利用料金（個室）

平成30年4月1日より

負担限度額区分	施設サービス費 I	サービス提供体制強化加算(I) ②	看護体制加算 (I) ③	看護体制加算 (II) ④	夜勤職員配置加算 (I) イ ⑤	介護職員処遇改善加算 (8.3%) ⑥	介護保険一部負担金 合計 ⑦=①~⑥	居住費 ⑧	食費 ⑨	合計 ⑩=⑦~⑨	合計 ⑪=⑩×365÷12	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1ヶ月)	
要介護1	第1段階	557	12	6	13	22	51	661	320	300	1,281	38,952
	第2段階	557	12	6	13	22	51		420	390	1,471	44,732
	第3段階	557	12	6	13	22	51		820	650	2,131	64,807
	第4段階	557	12	6	13	22	51		1150	1,380	3,191	97,048
要介護2	第1段階	625	12	6	13	22	56	734	320	300	1,354	41,193
	第2段階	625	12	6	13	22	56		420	390	1,544	46,972
	第3段階	625	12	6	13	22	56		820	650	2,204	67,047
	第4段階	625	12	6	13	22	56		1150	1380	3,264	99,288
要介護3	第1段階	695	12	6	13	22	62	810	320	300	1,430	43,498
	第2段階	695	12	6	13	22	62		420	390	1,620	49,278
	第3段階	695	12	6	13	22	62		820	650	2,280	69,353
	第4段階	695	12	6	13	22	62		1150	1380	3,340	101,594
要介護4	第1段階	763	12	6	13	22	68	884	320	300	1,504	45,738
	第2段階	763	12	6	13	22	68		420	390	1,694	51,518
	第3段階	763	12	6	13	22	68		820	650	2,354	71,593
	第4段階	763	12	6	13	22	68		1150	1380	3,414	103,834
要介護5	第1段階	829	12	6	13	22	73	955	320	300	1,575	47,913
	第2段階	829	12	6	13	22	73		420	390	1,765	53,692
	第3段階	829	12	6	13	22	73		820	650	2,425	73,767
	第4段階	829	12	6	13	22	73		1150	1380	3,485	106,008

- ※ 上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。  
 ※ その他の利用料として、次に掲げる費用を別途頂戴する場合があります。
- ・介護保険給付外サービス
  - ・理髪代金、外注クリーニング代金
  - ・診療費、薬剤等の一部負担金（医療保険給付外は実費）
  - ・各種行事参加費等

負担限度額区分表	第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・生活保護の受給者など
	第2段階	・世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
	第3段階	・世帯全員が住民税非課税で上記(第2段階)に該当しない方 (課税年金収入が80万円超の方など)
	第4段階	・上記(第1～3段階)以外の方

# 特別養護老人ホーム ほどの 利用料金（多床室）

平成30年4月1日より

負担限度額区分	施設サービス費	サービス提供体制強化加算(I)	看護体制加算(I)	看護体制加算(II)	夜勤職員配置加算(I)	介護職員処遇改善加算(8.3%)	介護保険一部負担金合計	居住費	食費	合計	合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦=①~⑥	⑧	⑨	⑩=⑦~⑨	⑪=⑩×365÷12	
	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1ヶ月)	
要介護1	第1段階	557	12	6	13	22	51	661	0	300	961	29,219
	第2段階	557	12	6	13	22	51		370	390	1,421	43,211
	第3段階	557	12	6	13	22	51		370	650	1,681	51,119
	第4段階	557	12	6	13	22	51		840	1,380	2,881	87,619
要介護2	第1段階	625	12	6	13	22	56	734	0	300	1,034	31,459
	第2段階	625	12	6	13	22	56		370	390	1,494	45,451
	第3段階	625	12	6	13	22	56		370	650	1,754	53,359
	第4段階	625	12	6	13	22	56		840	1380	2,954	89,859
要介護3	第1段階	695	12	6	13	22	62	810	0	300	1,110	33,765
	第2段階	695	12	6	13	22	62		370	390	1,570	47,757
	第3段階	695	12	6	13	22	62		370	650	1,830	55,665
	第4段階	695	12	6	13	22	62		840	1380	3,030	92,165
要介護4	第1段階	763	12	6	13	22	68	884	0	300	1,184	36,005
	第2段階	763	12	6	13	22	68		370	390	1,644	49,997
	第3段階	763	12	6	13	22	68		370	650	1,904	57,905
	第4段階	763	12	6	13	22	68		840	1380	3,104	94,405
要介護5	第1段階	829	12	6	13	22	73	955	0	300	1,255	38,179
	第2段階	829	12	6	13	22	73		370	390	1,715	52,171
	第3段階	829	12	6	13	22	73		370	650	1,975	60,079
	第4段階	829	12	6	13	22	73		840	1380	3,175	96,579

※ 上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。  
 ※ その他の利用料として、次に掲げる費用を別途頂戴する場合があります。

- ・介護保険給付外サービス
- ・理髪代金、外注クリーニング代金
- ・診療費、薬剤等の一部負担金（医療保険給付外は実費）
- ・各種行事参加費等

負担限度額区分表	第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・生活保護の受給者など
	第2段階	・世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
	第3段階	・世帯全員が住民税非課税で上記(第2段階)に該当しない方 (課税年金収入が80万円超の方など)
	第4段階	・上記(第1~3段階)以外の方